

20 内閣府(特区)

省庁名	管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管・関係官庁
内閣府	2030010	予算単年度主義の廃止			E		内閣府に対する特例措置の提案はない。 なお、「モデル事業」については、平成16、17年度概算要求状況について、経済財政諮問会議のホームページにて公表中。 (16年度 http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2003/0902/item1.pdf 17年度 http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/0910/item8.pdf)	1162	11621040	予算単年度主義の廃止	地方自治法で単年度とされている地方自治体の会計年度を複数年度予算に転換するとともに、評価に基づく決算を重視した予算管理を行う。このため、地方自治法第208条を「市町村の条例で定める。」に改正し、同法第210条に「又は条例の定めるところにより、一会計年度に執行した一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出決算に編入しなければならない。」を加え、同法第211条第2項中「政令で定める」を「条例で定める」に改め、同法第212条及び第213条を削り、同法第214条中「継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか」を削り、同法第215条、第216条、第220条及び第233条中「」を「市町村の条例で定める」に改める。	歳出の総額を抑制し、長期的な視点に立った政策的な予算配分を行う。	国では、複数年度予算のモデル事業の実施を全府省に拡大することとしている。これは、費省が示す債務負担行為や繰越明許費制度の活用とは異なる本来の複数年度制度を導入するものである。現行の予算単年度主義は、後年度や将来を踏まえた計画的な予算管理のインセンティブが働かなくなっているため、三位一体改革の趣旨を踏まえ、地方が自立するためにも、中長期的な視点に立った複数年度予算に転換し、予算の自己管理を行うことにより、国及び地方の歳出の総額を抑制することが可能となる。併せて、 <u>複数年度予算のモデル事業の実施状況を具体的に示していただきたい。</u>	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想	総務省 内閣府 財務省